

事案書（ 経営会議  調整会議）

開催日：平成23年1月20日（木）

担当課：環境農政部 収集業務課

<p>件名：大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正について</p>	
<p>提出理由：大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正（案）について意見交換会及び意見公募手続を行いたい</p>	
<p>内容：</p> <p>1. 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルミ・スチールや古紙等の再生原料価格は高値傾向にある。</li> <li>・そのため、それらの再生原料が含まれる不燃ごみや資源の持ち去り行為が頻繁に行われ、市民や自治会から苦情が寄せられている。</li> <li>・特に資源の持ち去りは、自転車で運ぶ程度のものから、トラックで巡回して大量に持ち去るものまで現れている。</li> <li>・県内の自治体では、条例を制定するなどの対策を講じており、一定の抑止効果を上げている。</li> <li>・しかしながら、本市では、資源物の所有権や持ち去り行為に対する罰則等が、条例に明記されていないことから、今後も資源の持ち去り行為は続くことが予想される。</li> <li>・本市では、持ち去り防止の対策としてパトロール等を実施し、持ち去りを発見した場合には警察へ通報している。しかし、現状は、立件することが難しく、抑止効果につながっていない。</li> </ul>	<p>2. 基本的な考え方</p> <p>資源・ごみの所有権を明確にするとともに、持ち去り行為を禁止し、違反者に対しては罰則規定を設け、持ち去り行為の防止に努める。</p> <p>3. 条例改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の定めた一般廃棄物処理計画に従って排出された資源物を含む家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物の所有権は、本市に帰属する。</li> <li>・市及び市が指定する者以外の者が、指定された場所から収集又は運搬することを禁止する。</li> <li>・違反行為に対しては勧告又は禁止命令を出す。</li> <li>・禁止命令に違反した者に対しては、20万円以下の罰金を科す（両罰規定あり）。</li> </ul> <p>4. 罰金について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例としての抑止力を高めるため、過料や氏名公開という軽微なものではなく、より効果のある刑事罰である罰金を規定する。</li> </ul> <p>5. 罰則の適用</p> <p>罰則は施行後6ヶ月経過後から適用する。</p>
<p>経過</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H21.4 条例改正（家庭系指定袋価格改定）</li> <li>・H21.7 条例改正（ルール違反排出ごみの収集拒否）</li> </ul>	<p>今後の予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H23.2 意見交換会及び意見公募手続</li> <li>・H23.4 横浜地方検察庁との協議</li> <li>・H23.9 9月議会上程</li> <li>・H23.10.1 施行</li> <li>・H24.4～ 罰則の適用</li> </ul>